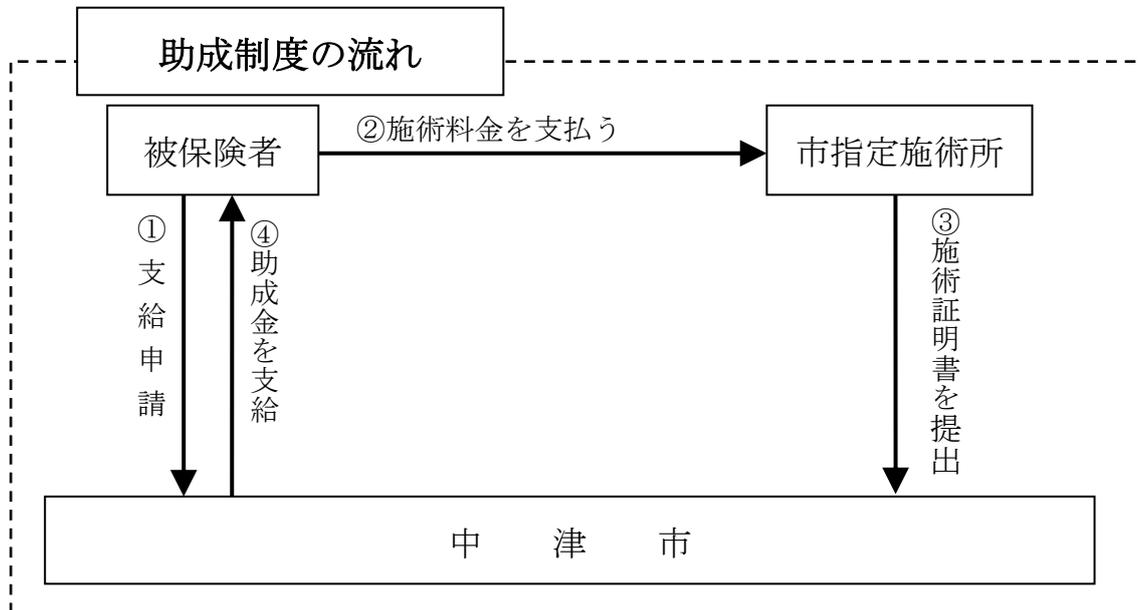


はり・きゅう・あん摩マッサージ施術料助成について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方の健康の増進を図るため、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術料を助成します。



- ①被保険者は、市に年1回支給申請書（口座の届出等）を提出する。
- ②被保険者は、各施術所で定められた施術料金を施術所に支払う。
- ③市指定施術所は、月締めで施術利用証明書を市に提出する。
- ④市は、施術した月の2か月後に、被保険者の口座に助成金を振り込む。

○助成希望者の支給申請について

■助成対象者：中津市に住民票のある国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者で、市税及び保険料などの滞納がない人

■助成内容：施術1回につき1,000円（ただし、助成回数は月4回まで）

■助成対象となる施術所など：市が指定をしたはり・きゅう・あん摩マッサージ施術所

- ※ 助成を希望される人は、事前に市窓口での申請が必要です。
- ※ 申請の際には、申請者本人の預貯金通帳と印鑑が必要です。
- ※ 受付は随時行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

○はり・きゅう・あん摩マッサージ施術所の指定について

■指定対象：はり・きゅう・あん摩マッサージ師の資格をお持ちで市内在住もしくは市内に事業所を有する人

- ※ 受付は随時行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ・申込先：保険年金課（☎22-1111・内線314・536）